

水質汚濁防止法等の施行状況について（2019年度）



環境省は、2019年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

2020年3月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は260,815であり、前年度から950減少しています。

その結果については、2019年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、34,696件（前年度36,323件）、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、8,456件（前年度8,656件）、改善命令の件数は18件（前年度16件）であり、一時停止命令の件数は0件（前年度1件）でした。

また、罰則の適用となる排水基準違反が確認された工場、事業場の数は1（前年度8）でした。違反業種・施設は電気めっき施設であり、違反項目は六価クロム化合物でした。

なお、水質総量規制に関する罰則の適用、改善措置命令は0件で、指導については38件ありました。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績があり、短納期での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談下さい。

資料 [2021年1月28日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 鶴谷佳代